

# 独立行政法人原子力安全基盤機構業務方法書

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 業務の方法

第1節 機構法第13条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に関する事項（第4条－第8条）

第2節 機構法第13条第2項各号に規定する立入検査等に関する事項（第9条）

第3節 機構法第13条第3項に規定する原子力の安全の確保に関する業務に関する事項（第10条）

第3章 業務委託の基準（第11条）

第4章 競争入札その他契約に関する基本事項（第12条－第14条）

附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成14年法律第179号。以下「機構法」という。）第13条に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の業務について、その方法その他の基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この業務方法書において使用する用語は、通則法及び機構法において使用する用語の例による。

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする機構の業務の公共的重要性に鑑み、関係機関との密接な連携を図り、もってその業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

## 第2章 業務の方法

### 第1節 機構法第13条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に関する事項

(原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる検査、確認等を行う。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第16条の3第1項、第28条第1項、第43条の9第1項、第46条第1項及び第51条の8第1項に規定する使用前検査に関する事務の一部
- 二 原子炉等規制法第16条の5第1項、第29条第1項、第43条の11第1項、第46条の2の2第1項、第51条の10第1項に規定する施設定期検査に関する事務

の一部

- 三 原子炉等規制法第51条の6第1項に規定する確認に関する事務の一部
  - 四 原子炉等規制法第61条の2第1項に規定する確認に関する事務の一部
  - 五 原子炉等規制法第61条の24に規定する溶接検査
  - 六 原子炉等規制法第61条の25に規定する廃棄確認
  - 七 原子炉等規制法第61条の26第1項に規定する運搬物確認
  - 八 原子炉等規制法第61条の27に規定する運搬方法確認
  - 九 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に規定する使用前検査に関する事務の一部
  - 十 電気事業法第51条第1項及び第3項に規定する燃料体検査に関する事務の一部
  - 十一 電気事業法第54条第1項に規定する定期検査に関する事務の一部
  - 十二 電気事業法第52条第3項に規定する溶接安全管理審査
  - 十三 電気事業法第55条第4項に規定する定期安全管理審査
- 2 前項の検査、確認等に関する業務を実施するに当たっては、前項各号に掲げる法律及び同法に基づく命令の定めるところにより、並びに中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

（原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価）

- 第5条 機構は、中期目標に基づき、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うものとする。
- 2 前項の解析及び評価に関する業務については、中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

（原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧）

- 第6条 機構は、中期目標に基づき、原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務を行うものとする。
- 2 前項の原子力災害の予防、拡大防止及び復旧に関する業務については、中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

(原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修)

第7条 機構は、中期目標に基づき、原子力の安全の確保に必要な調査、試験、研究及び研修を行うものとする。

2 前項の調査、試験、研究及び研修は、中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

(原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供)

第8条 機構は、中期目標に基づき、原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 前項の情報の収集、整理及び提供は、中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

## 第2節 機構法第13条第2項各号に規定する立入検査等に関する事項

(原子炉等規制法及び電気事業法に基づく立入検査等)

第9条 機構は、次の各号に掲げる立入検査等を行うものとする。

- 一 原子力規制委員会又は国土交通大臣の指示による原子炉等規制法第68条第7項の規定に基づく同条第1項から第3項までに規定する立入検査、質問又は収去
- 二 主務大臣の指示による電気事業法第107条第9項の規定に基づく同条第1項から第3項までに規定する立入検査

2 前項の立入検査等は、前項各号に掲げる法律及び同法に基づく命令の定めるところにより、並びに中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

## 第3節 機構法第13条第3項に規定する原子力の安全の確保に関する業務に関する事項

(国の行政機関の求めに応じ行う原子力の安全の確保に関する業務)

第10条 機構は、機構法第13条第3項の業務を実施するに当たっては、業務の遂行に支障のない範囲内で、国の行政機関の求める方法により行う。

## 第3章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第11条 機構は、その実施しようとする業務のうち他の者に委託して実施することが効率

的であると認める業務については、当該業務の実施を他の者に委託することができる。

- 2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 委託の目的及び期間
  - 二 委託の概要
  - 三 委託に係る経費
  - 四 知的財産権の取扱い
  - 五 その他必要な事項
- 4 受託者の選定は、公平性及び透明性を確保する観点から原則として公募方式によるものとする。ただし、業務の性格上、委託しようとする業務を適切に実施できる者が特定されると認められる場合はこの限りでない。

#### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の原則)

- 第12条 機構は、物品又は役務の調達契約に関して、WTO政府調達協定に則って調達を行うものとする。
- 2 機構は、前項に規定するもののほか、物品又は役務に係る調達契約に関しては、競争入札を実施するなどコストの低減に十分に配慮するものとする。
- 3 機構は、物品又は役務の調達手続その他の詳細については、別に定めることとする。

(共同研究)

- 第13条 機構は、その実施しようとする業務について、他と共同で実施することが効率的であると認めるときは、当該業務を他と共同で実施することができる。
- 2 機構は、前項の規定により他と共同で業務を実施しようとするときは、その相手方と共同研究の契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 共同研究の目的及び期間

- 二 共同研究の概要
- 三 共同研究に係る経費
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(受託業務)

第14条 機構法第13条第1項及び第3項に規定する業務の範囲内において、国の行政機関から業務を受託することができる。

2 機構は前項の規定により業務を受託しようとするときは、機構に業務を委託しようとする者と受託契約を締結するものとする。

3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 業務の目的及び期間
- 二 業務の概要
- 三 業務に係る経費
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

#### 附則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から実施し、平成15年10月1日から適用する。

#### 附則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から実施し、平成17年12月1日から適用する。

#### 附則

第1条 この業務方法書は、原子力規制委員会及び内閣総理大臣の認可を受けた日から実施し、平成25年4月10日から適用する。

第2条 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第17条の施行の日をもって、第4条第1項第1号から「、第28条第1項」を、同項第2号から「、第29条第1項」を削る。

第3条 第4条第1項第9号から第13号までの規定は、原子力規制委員会設置法附則第17条及び第41条の施行の日をもって、次のとおり改める。

九 原子炉等規制法第43条の3の11第1項に規定する使用前検査に関する事務の一部

十 原子炉等規制法第43条の3の12第1項及び第4項に規定する燃料体検査に関する事務の一部

十一 原子炉等規制法第43条の3の13第3項に規定する溶接安全管理審査

十二 原子炉等規制法第43条の3の15第1項に規定する施設定期検査に関する事務の一部

十三 原子炉等規制法第43条の3の16第4項に規定する定期安全管理審査

第4条 第9条の規定は、原子力規制委員会設置法附則第41条及び第65条の施行の日をもって、次のとおり改める。

第9条 機構は、原子力規制委員会又は国土交通大臣の指示による原子炉等規制法第68条第8項の規定に基づく同条第1項から第4項までに規定する立入検査、質問又は収去を行う。

2 前項の立入検査、質問又は収去は、前項に掲げる法律及び同法に基づく命令の定めるところにより、並びに中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。